

# 大切なわが家を守るため、考えてみませんか？ **住宅の「地震対策」**

市では、地震に対する安全向上のため、以下の工事を実施する人に対して、費用負担を軽減するために補助金を交付します

## 1. 既存木造住宅耐震診断無料診断（一般診断法）

〈要申込〉

**対象となる住宅**＝昭和56年以前に着工された2階建て以下の木造の一戸建て住宅・長屋・共同住宅であり、250㎡以下

**募集件数**＝8件 ※8月初旬時点（申請書類が全てそろっている人で、先着順）。

**申込期間**＝令和5年1月27日（金）まで（土・日曜、祝日と年末年始を除く）

## 2. 耐震シェルター設置工事補助金

〈要申込〉

**対象となる住宅**＝昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅・個人住宅であり、耐震診断の結果、上部構造評点  
が1.0未満であるとされた住宅

**募集件数**＝1件（申請書類が全てそろっている人で、先着順）

**補助金額**＝耐震シェルター設置工事の工事費用の2分の1（補助限度額は15万円）

**申込期間**＝11月30日（水）まで（土・日曜、祝日と年末年始を除く）

**工事期間**＝補助金の交付決定日以降に契約・着手～12月末日までに完了

## 3. ブロック塀等撤去工事補助金

〈要申込〉

**補助対象となるブロック塀等**＝次のいずれにも該当する市内に設置されたもの

- ・道路等の路面又は地表面からブロック塀等の上端部までの高さが80cm以上のもの。
- ・道路等に面しているものまたはブロック塀等の高さが、ブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもの。
- ・ブロック塀等点検表（市ホームページよりダウンロードまたは窓口にて配布）のうち、不適合項目が一つ以上あるもの。
- ・同一敷地内において過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

※道路等とは、建築基準法第42条に規定する道路もしくは学校が定める通学路。

**募集件数**＝2件 ※8月初旬時点（申請書類が全てそろっている人で、先着順）。

**補助金額**＝以下のいずれか少ない額の2分の1（補助限度額は15万円）

「工事業者の見積額」または、「撤去する補助対象ブロック塀等の見付面積1㎡当たり1万円」

**申込期間**＝11月30日（水）まで（土・日曜、祝日と年末年始を除く）

**工事期間**＝補助金の交付決定日以降に契約・着手～12月末日までに完了

## 住宅相談窓口

住宅等の耐震化対策や高齢者のバリアフリー対策の推進、悪質リフォーム業者等によるトラブルの防止をすすめるため、無料相談窓口を開設します。

**相談内容**＝住まいの新築・改修・耐震化・バリアフリー等に関する相談や、その他住まいに関する法律・制度等についての相談

**相談日時**＝毎月第3水曜13時30分から 市役所内の会議室にて30分程度（4・5月、来年3月を除く）

**募集件数**＝毎月5件 **対象**＝市内に居住の人か、市内に土地か家屋を有する人

**申込期間**＝開催月の第1水曜～第2水曜（土・日曜、祝日を除く）

### 【共通事項】

**申込**＝上記の申込期間の9時～17時に必要書類と印鑑を持って、入札検査課 施設整備室へ提出

**必要書類**＝市ホームページからダウンロードするか、入札検査課 施設整備室でも配布します

**詳細・問合せ**＝入札検査課 施設整備室（市役所3階 1 番窓口 内線646・647）

※市の事業を騙る無料耐震診断の営業訪問にご注意ください。